

川島町農業委員会 4月定例会 会議録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 川島町役場2階 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 16名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治  
会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰(欠席)

農業委員

1番 道祖土 美登	2番 遠山 いづみ
3番 神田 利基	5番 高橋 善隆
6番 吉田 利政	8番 松本 智
9番 小高 春雄	10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区	木村 悟(欠席)	
伊草地区	小峯 勇	
三保谷地区	鈴木 健	山崎 清
出丸地区	荻田 芳信	
八ツ保地区	宮下 秀一	木村 圭夫
小見野地区	横川 公久	箕輪 弘(欠席)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 報告第1 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志  
事務局次長 滝瀬 一也  
事務局員 石黒 浩基  
書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (10番 稲毛委員、1番 道祖土委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 2023年度比企地域女性農業委員・農地利用最適化推進委員連絡会が開催され、役員改選にて新会長として遠山委員が選任された旨を報告した。
議長	日程第4「報告」 報告第1 県許可等の状況について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	県許可等の状況について朗読・説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。

(質疑なし、次の日程に移る。)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」ですが、遠山委員に関する案件が提出されております。農業委員会等に関する法律第31条第1項で「農業委員会の委員は自己又は同居の親族に関する案件について、議事に参与することができない。」という規定により、審議中は退室をお願いします。

(遠山委員 退室)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号について、朗読・説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

小峯委員

番号1について、補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

(質疑なし)

(遠山委員 復席)

(次の議案に移る。)

議長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号について、朗読・説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横川委員	番号1について、補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし) (次の議案に移る。)
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承諾の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号について、朗読・説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
神田委員	番号1について、補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。
小高委員	会社の概要について説明をお願い致します。
事務局	定款等を確認し、過去3年間の実績が好調であることが確認できております。事業内容としては、建築業を行っております。
小高委員	住環境の問題について伺いたい。
事務局	現地立ち合いの際、両隣の方に確認を行い、会社代理人からも説明をいただいております。また、資材置き場になっていることから、まち整備課にも届け出もされております。
荻田委員	解体したものを置くことはないのか。
事務局	全部事項証明書の中に解体業の記載もあり、懸念はあります。現

場で解体したものを一時置きはする可能性はあるが、聞き取りの中で、このことについては、しっかり考えていると回答を頂いております。

稲毛委員 コンテナ等を置き、休憩所として使用する可能性はないのか。

事務局 懸念事項であり事前確認を行っております。社長からそういったことにならないようにすると、回答を頂いております。

小高委員 再度住民と話し合いを行い、許可について検討してはどうか。

事務局 法的に問題がなく、もし、再審査となる場合には、理由を示す必要があります。

小高委員 審議の結果、農業委員が承認しなくても承認されるのか。

事務局 農業委員会での審議の結果、反対することになると、県に不許可相当として報告しますが、相手方に対して理由が必要となります。不許可相当になったとしても、県としては書類を審査し、問題がなければ許可となります。

議長 隣地の承認とは、両隣のみでよいのか。

事務局 隣接地が農地でない場合は、法律的には必須ではありません。隣接地が農地の場合には、同意が必要になります。

遠山委員 この会社は、県内に重機置き場として他に使用している場所はあるのか。

事務局 初めての資材置場となっております。自社のある川越市を探したが難しく、川島町のなかで7か所あたった。7か所についても細か

く調書を提出していただき、確認を行い致し方ないということが県の見解です。

議長 監視機能を飯島の地域に持っていただくことは出来るのか。

事務局 監視の部分については、まち整備課に届け出をしていますので、町が行うこととなります。届け出を出している範疇を超えた場合について、指導することとなります。

松本委員 今回の申請地は両隣ともに、大きな建物が敷地いっぱい建てられており、日陰になってしまい耕作できないような土地となっています。農地としての必要性は低く、有効活用するため今回売却に至ったのではないかと推測します。法的に問題がなければ致し方ないと考えます。

議長 第2種農地について説明をお願いいたします。

事務局 集落介在にあって、概ね10haの連担性が取れない農地です。農地を農地として集積・集約しづらいところになります。

議長 他に質疑を受けます。  
(質疑なし、次の日程に移る。)

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 農業委員会による最適化活動の推進等について  
② 「多面的機能支払い交付金」について  
説明を行った。

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。  
(質疑なし、次の日程に移る。)

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。

(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の採決中、議案審議と同様に、農業委員に関する法律第13条1項の規定より、遠山委員は退室をお願いします。

(遠山委員 退室)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請については、「許可」とすることに決定しました。

(遠山委員 復席)

議長 遠山委員へ許可となった旨の報告をした。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第4条1項の規定による許可申請承認の件」番

号1について、「許可相当」とすることに決定します。

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」  
番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(賛6人 反対2人)

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」  
番号1について、「許可相当」とすることに決定します。

議長

議会に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和5年  
4月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名  
する。

議 長

利根川洋范

10番 稲毛委員

稲毛茂作

1番 道祖土委員

道祖土美登